

令和8年度「YOKOHAMA Hack!」運営業務委託 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 令和8年度「YOKOHAMA Hack!」運営業務委託の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務の実施体制と業務内容の理解
- (2) 業務に関する具体的な提案
- (3) 機能充実や価値向上への取組
- (4) 事業実績
- (5) 企業としての取組
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務の実施体制等の妥当性・実現性、運営業務内容に対する理解
 - ア 実施体制
 - イ 運営業務内容の理解
- (2) 提案内容の妥当性・実現性
 - ア 案件処理業務
 - イ 情報発信

(3) 機能充実や価値向上の取組内容の妥当性・実現性、取組意欲

ア 企業等の参画促進／プラットフォーム活性化

イ 価値向上のアイデア

(4) 事業実績

(5) 企業としての取り組み

- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。
- 5 評価点が最も高い者を特定する。評価点が同点の場合は、評価項目の第4条(3)イ、同条(3)アの順で評価点が高い者を特定する。各評価項目がすべて同点の場合は、評価委員による採決により特定する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 評価の集計及び報告

(3) ヒアリング

- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 デジタル統括本部企画調整部担当部長

副委員長 総務局総務部総務課長

委員 政策経営局共創推進課長

経済局イノベーション推進課担当課長

デジタル統括本部デジタル・デザイン室長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。

- 5 委員長は、評価結果を総務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

(1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。

(2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

(3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

(4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

(その他)

第7条 令和9年度及び令和10年度の委託契約については、前年度の履行状況等を検査し適正性が確認できた場合に契約を決定するものとする。

附 則

この要領は、令和7年12月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月5日から施行する。